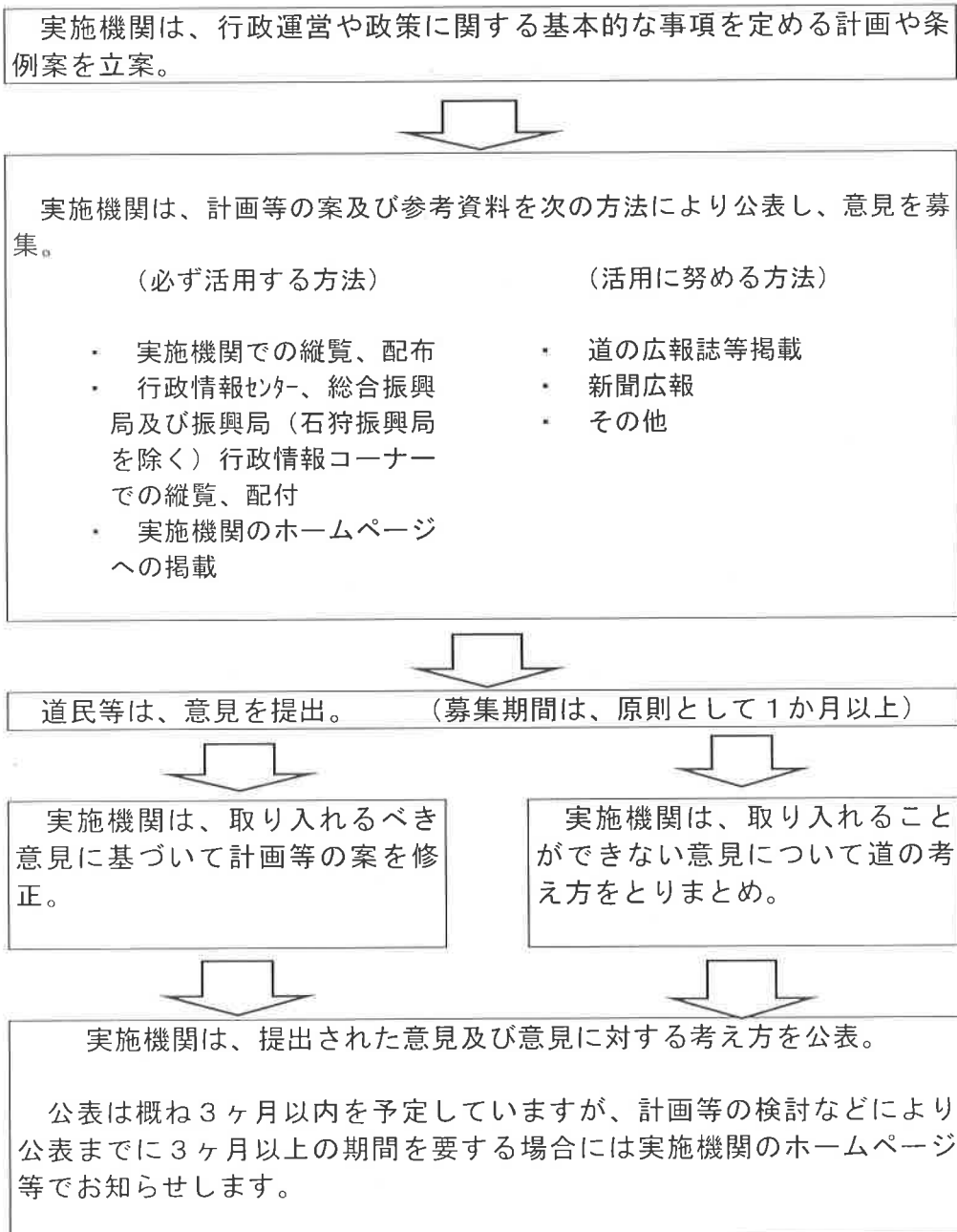


道政への意見について

- 道民意見提出手続（パブリック・コメント）とは
 政策形成過程の公正の確保と透明性の向上を図り、公開と参加を基本とする道政を推進するため、道民意見提出手続に関する要綱を制定し、平成13年4月1日から施行しました。
 この手続は、政策立案過程において、その原案や参考となる資料を公表して、広く道民の方々から意見を募集し、寄せられたご意見を考慮しながら意思決定を行うとともに、ご意見に対する考え方を公表するものです。
- 手続の主な流れ
 （※「実施機関」とは、意見募集を行おうとする課等のことです。）



●主な広聴事業

項 目	内 容
知事の地域訪問	「トップの顔の見える行政」をすすめ、効果的な道政の推進を図るため、「地域の方々との懇談」や「こんにちは知事です（施設等視察・関係者との交流）」を開催し、それぞれの地域における諸課題を把握するとともに、道政に関する内容について知事自らが説明し、意見交換を行う。
道民意識調査	道民の道政に対する意向や意識を的確に把握し、政策形成に反映させるため、道政上の重要課題や主要施策に関する調査を実施する。
道政相談等	住民から寄せられた道政に係る相談、苦情、要望、照会などを受けて関係部局と連携し対応する。
知事に対する陳情等	知事に提出された陳情、意見、要望などを受けて関係部局と連携し対応する。
道民便利サイト	各種相談窓口や制度の紹介など、道政全般に関する情報をホームページ上で公開する。
各部局、総合振興局及び振興局の広聴活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・総合振興局長及び振興局長が様々な機会を捉えて管内住民と対話を行うなど、広く住民意向を把握し、特色ある地域づくりに役立てる。 ・インターネットを利用した会議室を設置し、道民意思を政策形成に役立てる。

平成26年度
北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会の開催について

1 部会設置の趣旨

平成16年10月に制定した「北海道子ども未来づくり条例」に基づき、知事の諮問機関として設置した「子どもの未来づくり審議会」に「子ども部会」を設置（H17.7）し、少子化対策の推進に関する事項について、子どもの視点で審議を行うことにより、子どもが自らの意見を表明する機会を確保するとともに、子どもの意見が適切に社会に反映される環境づくりを進めます。

2 委員の構成

- (1) 特別委員： 17名以内（子ども部会委員）
- (2) 年 代： 道内中・高等学校及び特別支援学校中・高等部に在籍する生徒
- (3) 選定範囲： 道内中・高等学校生徒（公立） 14名
道内中・高等学校生徒（私立） 2名
道内特別支援学校生徒 1名
- (4) 任 期： 1年以内

3 開催日程等

- (1) 開催日等： 2回開催（夏・冬休み中に各1回）
第1回 平成26年 8月 8日（金）10:00～16:00
第2回 平成26年12月26日（金）10:00～15:00
- (2) 開催場所： 第1回 道庁別館地下1階大会議室
第2回 道庁赤れんが庁舎2階2号会議室
- (3) テー マ： 「私たちが考える北海道の将来」
・ 北海道における少子化の問題点や改善点などについて、自分たちの身近な出来事等から幅広く検討する。
・ 将来、自分たちが結婚して親となり、子育てしやすい環境をつくるためには何が必要か、解決方策等を検討する。
- (4) 内 容：

- | | |
|-------------|---|
| ○第1回目（夏休み中） | ・オリエンテーション、自己紹介、意見交換
・テーマに関する現状、必要性等の把握
・グループ毎にテーマを決めて討議
・中間報告の作成、発表 |
| ○第2回目（冬休み中） | ・グループ討議
・全体討議、最終意見の作成、発表 |

北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会設置要綱

(設置目的)

第1条 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例（平成16年北海道条例第90号）第28条の規定に基づき、子どもが自らの意見を表明する権利を行使することができ、かつ、子どもの意見が適切に社会に反映される環境を整備するため、北海道子どもの未来づくり審議会（以下「審議会」という。）から付託された事項に関し、子どもの視点により調査するなど意見を聴取することを目的として、北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会（以下「子ども部会」という。）を設置する。

(子ども部会の所掌事項)

第2条 子ども部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの視点による少子化対策の推進に関する事項を調査審議すること。
- (2) その他、審議会から付託された事項を調査審議すること。

(子ども部会の構成等)

第3条 子ども部会は、部会長、副部会長、部会委員をもって構成する。

- 2 部会委員（条例24条に規定する特別委員）は22名以内とし、道内の中学校又は高等学校に在籍する生徒のうちから、知事が任命する。
- 3 部会委員の任期は1年以内とする。
- 4 部会長は審議会委員の中から審議会会長が指名する。
- 5 副部会長は部会委員の互選により定める。

(職務)

第4条 部会長は、子ども部会の所掌事務を統轄する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(関係者の出席)

第6条 部会長は、必要があると認めるときには、部会委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、保健福祉部子ども未来推進局において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、部会長が審議会会長と協議の上、定める。

附 則

この要綱は、平成17年 7月 4日から施行する。

この要綱は、平成18年 6月 9日から施行する。

この要綱は、平成21年 2月16日から施行する。